特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書	名	
31	平内町	母子保健事業に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平内町は母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの 取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響 を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を 発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプ ライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

平内町長

公表日

令和7年1月9日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	母子保健事業に関する事務				
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るための施策を実施する事務である。 特別個人情報ファイルは、母子健康法による保健指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の保健指導に関する事務において使用する。 上記の事務に関して、窓口・郵送・サービス検索・電子申請機能で届出を受理する。				
③システムの名称	健康管理システム、サービス検索・電子申請機能				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
健康管理情報特定個人情報フ	ー 'アイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 別表 項番70				
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ・ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、71、80、95、112の項 情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95の項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	平内町 健康増進課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	平内町 総務課				
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 TEL017-718-0019				
9. 規則第9条第2項の適	用				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上					
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点					
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満] <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満					
いつ時点の計数か		令和6年10月1日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし					

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
2)又は3)を選択した評価実	項目評価書 施機関については、そぇ] れぞれ重点項目i	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及で 3)基礎項目評価書及で 評価書又は全項目評価書において、リス	「全項目評価書
載されている。				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	クシステムを通	じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	න්]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	න්]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク への対策は十分か	[十分であ	১৯]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		0]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	1]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移車	伝(委託や情報提供ネ	ットワークシステ。	ムを通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	ාරි]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	න්]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	バー登録や副本登録の際には、 4情報又は住所を含む3情報に。 特定個人情報の取扱いに関して おり、人為的ミスが発生するリス	るマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナン 、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には こよる照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で て手作業が介在するが、いずれの局面においても確認を行うようにして スクへの対策は十分であると考えられる。 申請書等(USB メモリを含む。)の保管 載された申請書の廃棄					

9. 監査									
実施の有無		[0]	〕自己点検	[〕内部監	査	[]	外部監査	
10. 従業者	行に対する教育・	啓発							
従業者に対	する教育・啓発	[十分に行っている]		2) 十分			
11. 最も優	先度が高いと考	えられ	る対策		[]全項目評価	i又は重	点項目評価を	実施する
[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 3						た提供を除く。)			
当該対策は	十分か【再掲】	[十分である]		2) 十分	力を入れ		
判断	の根拠	上で、引記入す。 み入力	からの申請に基づき 事務に必要のない情 るよう注意書きを記 できる仕様としている 「十分である」と考え	報を入手で 載している る。これらの	することがた 。また、健康	いよう、申請 東管理システム	書様式にる への入り	おいて、手続に』 カに当たっては、	必要な項目のみ 必要な項目の

変更簡所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-4-②の法令上の根拠	第19条第7項	第19条第8項	事後	
令和5年1月6日	I-1-②の事務の概要	母子保健法に基づき、母子手帳の交付、新生 児等の訪問指導や健康診査等母性並びに乳児 及び幼児の健康の保持及び増進を図るための 施策を実施する事務である。 特別個人情報ファイルは、母子健康法による保 健指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手 帳の交付、妊産婦の保健指導に関する事務に おいて使用する。	施策を実施する事務である。 特別個人情報ファイルは、母子健康法による保 健指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手 帳の交付、妊産婦の保健指導に関する事務に おいて使用する。 上記の事務に関して、窓口・郵送・サービス検 索・電子申請機能で届出を受理する。	事前	
令和5年1月6日	I-1-③のシステム名	健康管理システム	健康管理システム、サービス検索・電子申請機 能	事前	
令和7年1月9日	新様式へ変更			事後	
令和7年1月9日	I −3の法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第9条1項及び別表第一 項番49	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 別表 項番70	事後	
令和7年1月9日	I -4の②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号 項及び別表第2項番69の2	情報提供 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表95の項 情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表95の項	事後	
令和7年1月9日	Ⅱ-1の時点(日付)	令和2年4月1日	令和6年10月1日	事後	
令和7年1月9日	Ⅱ-2の時点(日付)	令和2年4月1日	令和6年10月1日	事後	